

令和2年度12月期－1 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行

監査委員 寺田 寿夫

5 監査の対象

市民生活部 コミュニティ推進課

6 監査の期間

監査対象期間 令和2年4月1日から令和2年11月30日まで

監査実施期間 令和2年12月7日から令和2年12月25日まで

7 本監査の期日

令和2年12月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

市民活動センターの業務報告書について、期限内に提出されない月が見受けられた。

監督職員変更通知書について、相手方にわたされていないものがあった。

監督職員決定通知書、着手届及び工程表について、記載漏れ及び記載誤りがあった。

住民自治組織への活動推進奨励金の支出において、支給要綱の要件の確認手法が不明瞭であった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務等の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

自治組織関係経費の報償費の支出について、支給要綱の要件を確認し、手続きすることを検討されたい。